

化学物質の取扱量の集計結果について（条例：特定化学物質報告制度）

1 はじめに

(1) 特定化学物質報告制度とは

さいたま市内で特定化学物質を取り扱う事業者のうち、一定の要件※を満たす事業者はさいたま市生活環境の保全に関する条例（以下、「条例」という。）第74条第2項の規定に基づき、年度ごとに特定化学物質の取扱量を報告しなければなりません。

※特定化学物質報告の要件

- ① 製造業など市条例施行規則で定める業種 24 業種に該当すること。
- ② 事業者として、常時使用する従業員の数が 21 人以上であること。
- ③ 特定化学物質を物質ごとに年間 500kg 以上取り扱った事業所を有すること。

(2) 特定化学物質報告制度と P R T R 制度の目的の違い

P R T R 制度（化管法）は、事業者が実際に環境中に排出した化学物質の量（排出量）や廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量（移動量）の把握を目的としています。

特定化学物質報告制度（条例）は、事業者が平時は環境中に排出していないが災害や事故時に排出される可能性がある潜在的な化学物質の量や種類を広く把握することを目的としています。

(3) 用語の解説

① 特定化学物質 計 663 物質

「特定化学物質の排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に規定する第一種指定化学物質 515 物質、第二種指定化学物質 134 物質及び条例に規定する物質 14 物質が該当します。

② 取扱量

事業所において取り扱った特定化学物質の「使用量」、「製造量」及び「取り扱う量」の合計が「取扱量」です。

使用量は、事業所において事業活動に伴い使用した量です。

製造量は、事業所において製造した量（副生成物も含む）です。

取り扱う量は、例えばガソリンスタンドのように、入荷した特定化学物質を自ら使用しないで、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量です。

(4) 埼玉県集計結果

埼玉県内のデータは埼玉県が集計結果を公表しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kakanhou/syukei.html>

2 令和4年度（令和5年度届出）の集計結果の概要

(1) さいたま市の届出状況

さいたま市内の届出事業所数は144件でした。その他、過年度修正が10件ありました。

① 業種別にみた届出状況

製造業・非製造業/業種グループ/業種	報告事業所数	構成比(事業所数)	取扱量(t/年)
製造業	45	31.3%	14,211
化学系	22	15.3%	13,119
化学工業	12	8.3%	11,842
プラスチック製品製造業	8	5.6%	830
ゴム製品製造業	2	1.4%	447
金属系	16	11.1%	764
鉄鋼業	1	0.7%	33
金属製品製造業	15	10.4%	731
機械系	3	2.1%	150
輸送用機械器具製造業	3	2.1%	150
その他	4	2.8%	178
飲料・たばこ・飼料製造業	1	0.7%	171
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1.4%	6
その他の製造業	1	0.7%	1
非製造業	99	68.8%	44,416
-	99	68.8%	44,416
鉄道業	2	1.4%	6
燃料小売業	80	55.6%	44,036
洗濯業	1	0.7%	2
計量証明業	1	0.7%	2
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	5	3.5%	236
産業廃棄物処分業	1	0.7%	97
医療業	3	2.1%	11
高等教育機関	2	1.4%	9
自然科学研究所	3	2.1%	17
ガス業	1	0.7%	1
合計	144	100.0%	58,627

② 行政区別にみた届出状況

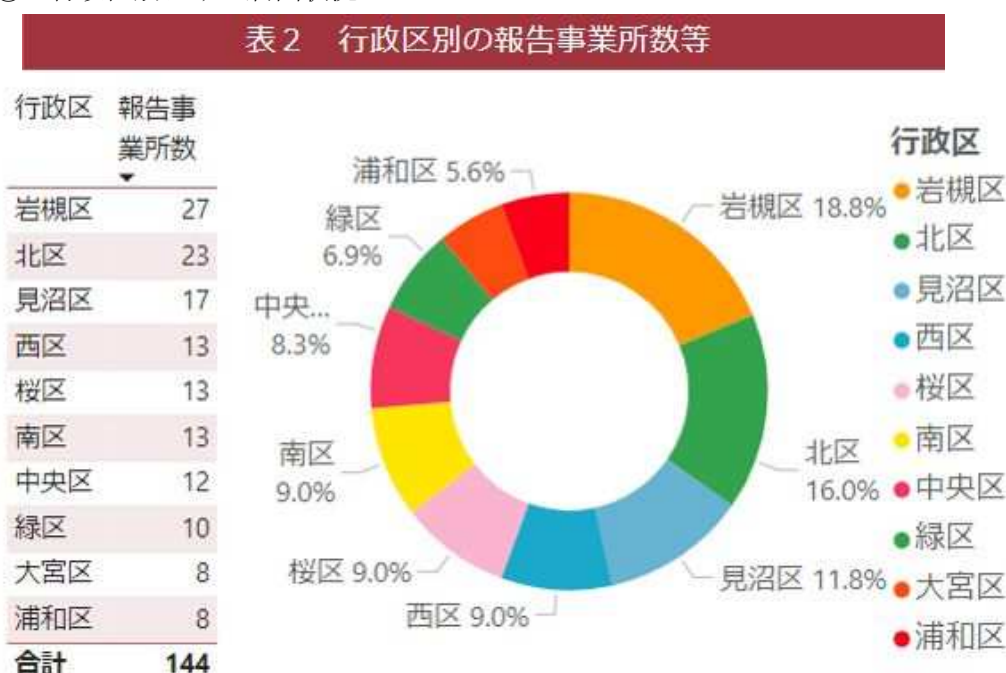


図1 行政区別の事業者数構成比

3 取扱量

市内の事業所から報告された取扱量の合計は 58,627 t であり、その内訳は使用量 14,592 トン、製造量 3 トン及び取り扱う量 44,032 t でした。

表3 取扱量の構成

項目	特定化学物質 (606物質)			(t/年)	各項目合計
	第一種 (515物質)	第二種 (134物質)	市指定 (14物質)		
使用量	12,747	0	1,845	14,592	14,592
製造量	3	0	0	3	3
取り扱う量	44,032	0	0	44,032	44,032
取扱量 (合計)	56,782	0	1,845	58,627	58,627

(有効数字の関係上、取扱量(合計)と各項目の合計が異なる場合があります。)

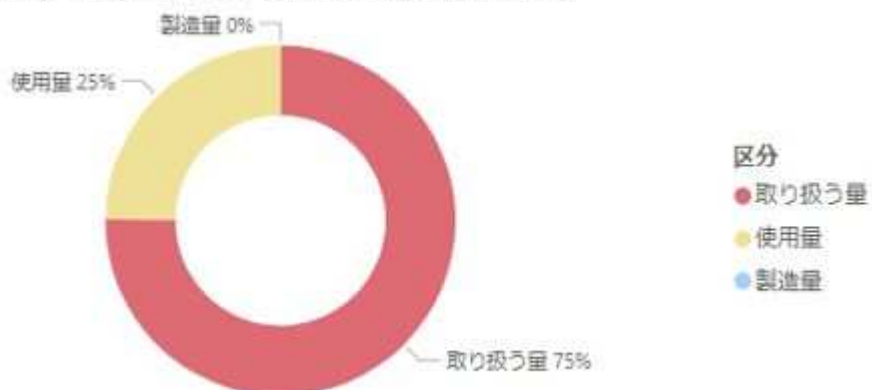


図2 取扱量の構成比

(1) 取扱量の上位物質

表4 取扱量の上位物質

特定化学物質の名称	合計 (t)	構成比 (%)
トルエン	22,505.86	38.39%
キシレン	8,493.36	14.49%
ノルマルーヘキサン	6,308.29	10.76%
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	5,710.07	9.74%
アクリル酸ノルマルーブチル	3,509.70	5.99%
スチレン	2,464.40	4.20%
メタクリル酸メチル	2,304.60	3.93%
エチルベンゼン	1,205.38	2.06%
ベンゼン	1,149.10	1.96%
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	876.02	1.49%
合計	58,626.85	100.00%

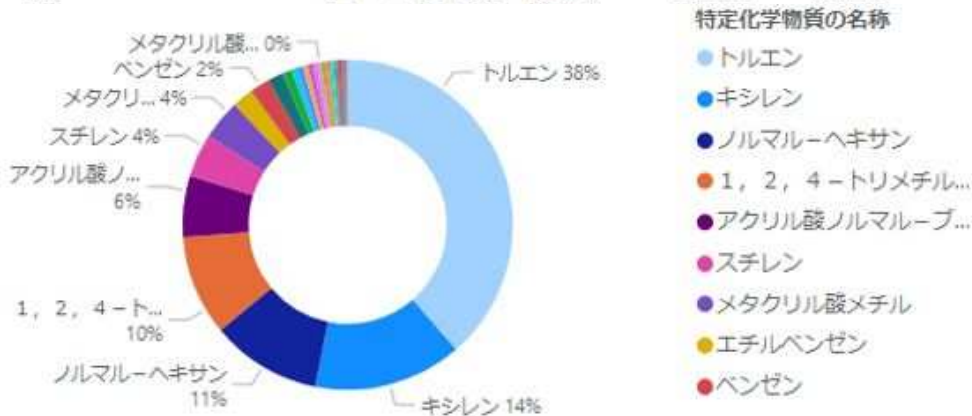


図3 取扱物質の構成比

(2) 業種別取扱量

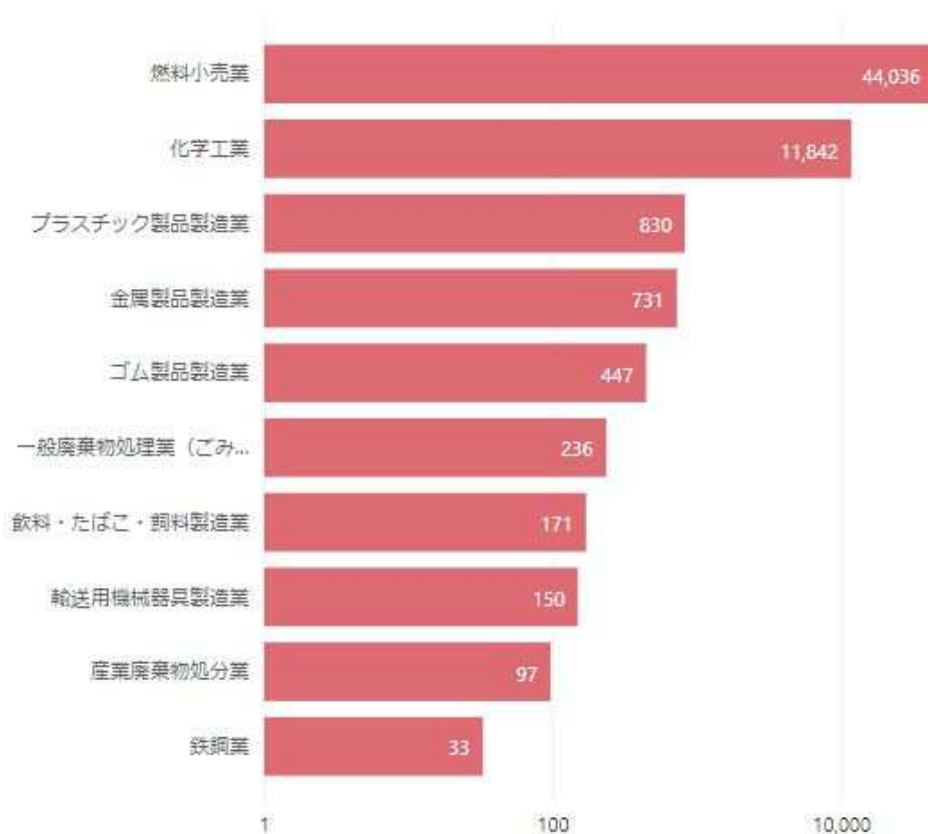


図4 上位10業種の取扱量 (t/年)

表5 主な業種における取扱量の上位5物質

業種/物質	合計 (t)	(%)	
燃料小売業			燃料小売業の合計 44,036 (t)
トルエン	20,692.70	46.99%	
キシレン	8,343.90	18.95%	
ノルマル-ヘキサン	6,203.93	14.09%	
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	5,695.28	12.93%	
ベンゼン	1,149.10	2.61%	
化学工業			化学工業の合計 11,842 (t)
アクリル酸ノルマル-ブチル	3,509.70	29.64%	
メタクリル酸メチル	2,304.60	19.46%	
スチレン	2,239.40	18.91%	
トルエン	770.80	6.51%	
アクリル酸及びその水溶性塩	341.40	2.88%	
プラスチック製品製造業			プラスチック製品製造業の合計 830 (t)
トルエン	397.20	47.86%	
スチレン	225.00	27.11%	
フタル酸ジアルル	62.00	7.47%	
メチルエチルケトン (別名MEK)	53.00	6.39%	
メタノール	36.30	4.37%	
金属製品製造業			金属製品製造業の合計 731 (t)
アンモニア (アンモニア水を含む。)	291.53	39.88%	
トルエン	221.73	30.33%	
キシレン	54.40	7.44%	
エチルベンゼン	42.90	5.87%	
硫酸 (三酸化硫黄を含む。)	30.20	4.13%	

(3) 行政区別取扱量

表6 行政区別の取扱量

行政区	使用量 (t)	製造量 (t)	取り扱う量 (t)	取扱量 (合計) (t)
西区	33	0	5,365	5,398
北区	1,801	0	4,381	6,182
大宮区	23	0	2,567	2,589
見沼区	192	0	6,933	7,126
中央区	37	3	3,062	3,102
桜区	10,978	0	3,195	14,173
浦和区	4	0	2,458	2,462
南区	106	0	4,949	5,055
緑区	1	0	6,681	6,682
岩槻区	1,417	0	4,441	5,858
合計	14,592	3	44,032	58,627

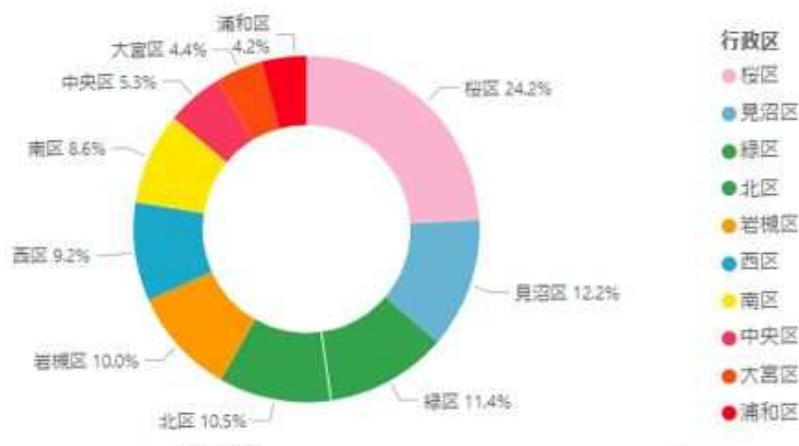


図5 行政区別取扱量の構成比

表7 行政区別の取扱量 (t / 年) 上位物質

西区		北区	
トルエン	2,503	トルエン	2,362
キシレン	1,022	キシレン	926
ノルマル-ヘキサン	771	ノルマル-ヘキサン	625
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	698	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	550
ベンゼン	146	アンモニア (アンモニア水を含む。)	292
大宮区		見沼区	
トルエン	1,282	トルエン	3,227
キシレン	462	キシレン	1,338
ノルマル-ヘキサン	379	ノルマル-ヘキサン	1,020
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	339	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	908
ベンゼン	72	ベンゼン	190
中央区		桜区	
トルエン	1,460	アクリル酸ノルマル-ブチル	3,500
キシレン	582	メタクリル酸メチル	2,300
ノルマル-ヘキサン	408	スチレン	2,200
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	392	トルエン	2,148
エチルベンゼン	84	キシレン	608
浦和区		南区	
トルエン	1,181	トルエン	2,467
キシレン	460	キシレン	912
ノルマル-ヘキサン	331	ノルマル-ヘキサン	696
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	311	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	643
エチルベンゼン	65	ベンゼン	112
緑区		岩槻区	
トルエン	3,023	トルエン	2,852
キシレン	1,299	キシレン	885
ノルマル-ヘキサン	905	ノルマル-ヘキサン	609
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	860	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	592
エチルベンゼン	234	硫酸 (三酸化硫黄を含む。)	169

(4) 取扱量の内訳

表8 取扱量の内訳（上位10物質）

使用量			取り扱う量			
物質名	量 (t/年)	構成比 (%)	順位	物質名	量 (t/年)	構成比 (%)
アクリル酸ノルマルブチル	3,509.70	24.05%	1	トルエン	20,691	47.0%
スチレン	2,464.40	16.89%	2	キシレン	8,343	18.9%
メタクリル酸メチル	2,304.60	15.79%	3	ノルマルヘキサン	6,203	14.1%
トルエン	1,814.86	12.44%	4	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	5,694	12.9%
アンモニア（アンモニア水を含む。）	546.26	3.74%	5	ベンゼン	1,149	2.6%
アクリル酸及びその水溶性塩	341.40	2.34%	6	エチルベンゼン	1,082	2.5%
硫酸（三酸化硫黄を含む。）	311.70	2.14%	7	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	869	2.0%
アクリル酸エチル	290.91	1.99%	8	ニッケル化合物	1	0.0%
メタノール	272.06	1.86%				
合計	14,591.73	100.00%			44,032	100.0%

製造量		
物質名	量 (t/年)	構成比 (%)
ニッケル	2.10	70.00%
ニッケル化合物	0.90	30.00%
合計	3.00	100.00%

表9 取扱量の上位10物質の用途と主な業種

順位	物質名	用途	主な業種
1	トルエン	ガソリン成分、溶剤、合成原料	ゴム製品製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、化学工業、燃料小売業
2	キシレン	溶剤、合成原料、ガソリン・灯油成分	金属製品製造業、燃料小売業
3	ノルマルヘキサン	ガソリン・灯油成分、溶剤	ゴム製品製造業、燃料小売業
4	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	ガソリン成分、合成原料	燃料小売業、金属製品製造業、化学工業
5	アクリル酸ノルマルブチル	合成原料	化学工業
6	スチレン	合成原料	化学工業、プラスチック製品製造業
7	メタクリル酸メチル	合成原料	化学工業
8	ベンゼン	ガソリン成分	燃料小売業
9	エチルベンゼン	合成原料・中間体、溶剤、ガソリン成分	金属製品製造業
10	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	ガソリン成分、合成原料	燃料小売業、金属製品製造業、化学工業

4 経年変化

報告数 144件 (± 0件、増減なし)
 取扱量 58,627トン (-4,472トン、7.1%減)
 製造量 3トン (± 0トン、増減なし)
 使用量 14,592トン (-1,741トン、10.7%減)
 取り扱う量 44,032トン (-2,731トン、5.8%減)

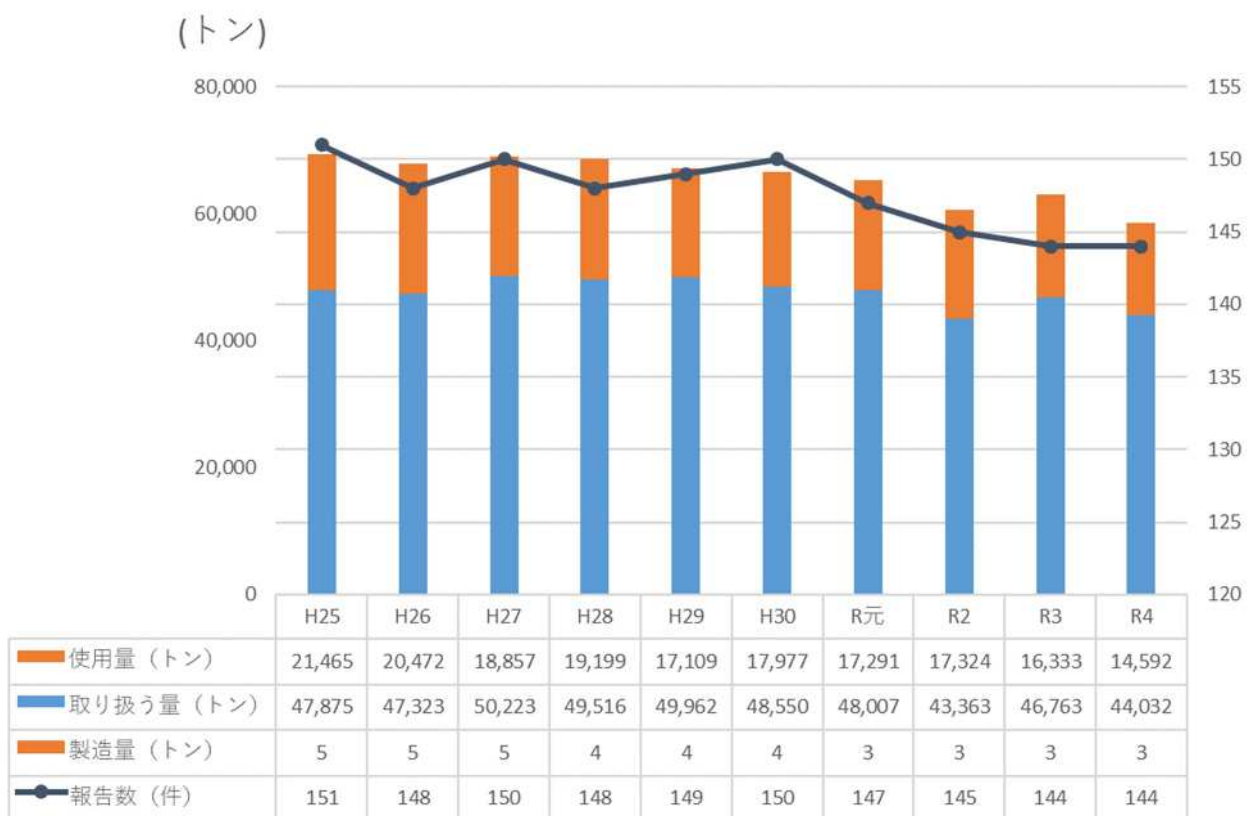


図6 取扱量経年変化